

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目	次	ページ
規 則		
○北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則……………	(環境政策課)	45
告 示		
○家畜伝染病検査の命令 (5 件) ……………	(畜産振興課)	45
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	49
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	49
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	50
○森林法による通知に代える公示 (2 件) ……………	(治山課)	50
○道路の供用の開始……………	(道路課)	51
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路課)	51
道企業管理規程		
○北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………		51
道教育庁網走教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		52
道選挙管理委員会告示		
○恵庭市北海道議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………		53

規	則
北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年 3 月19日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第14号 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則 (平成21年北海道規則第105号) の一部を次のように改正する。	

第26条第 1 項中「並びに第25条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定並びに同条第 2 項から第 4 項まで、第26条及び第27条」を「及び第25条から第27条まで」に改め、「(第25条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為をしようとする者が提出する建築物環境配慮計画に係る部分に限る。)」を削る。

附 則

- この規則は、平成22年 4 月22日から施行する。
- この規則による改正後の北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第26条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に北海道地球温暖化防止対策条例 (平成21年北海道条例第57号) 第25条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる行為をする者について適用し、同日前にこれらの行為をした者については、なお従前の例による。

告	示
北海道告示第201号 家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。 平成22年 3 月19日 北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 実 施 の 目 的 牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため	
(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日	
実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
恵 庭 市	平成22年 5 月 6 日から 7 月23日まで
共 和 町	同 4 月 1 日から 5 月 7 日まで
岩 内 町	同 4 月 5 日から 5 月21日まで
ニ セ コ 町	同 4 月12日から 5 月28日まで
愛 別 町	同 4 月 5 日から 6 月11日まで
上 川 町	同
名 寄 市	同
斜 里 町	同 5 月24日から 8 月 6 日まで
興 部 町	同 8 月16日から11月 5 日まで
北 見 市	同 4 月 1 日から 6 月 4 日まで
網 走 市	同 4 月26日から 7 月30日まで

伊 達 市 平成22年 4月1日から 8月31日まで
 室 蘭 市 同
 新 ひ だ か 町 同 6月28日から10月15日まで
 上 士 幌 町 同 4月1日から10月30日まで
 清 水 町 同 4月23日から 7月1日まで
 本 別 町 同 5月7日から 7月9日まで
 中 札 内 村 同 5月17日から 7月16日まで
 弟 子 屈 町 同 4月1日から 7月30日まで
 釧 路 市 同 4月19日から 8月20日まで
 別 海 町 同 4月1日から11月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実 施 の 方 法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実 施 の 目 的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
恵 庭 市	平成22年 5月6日から 7月23日まで
八 雲 町	同 5月10日から 7月9日まで
上 川 町	同 4月5日から 6月11日まで
名 寄 市	同
津 別 町	同 4月12日から 8月6日まで
斜 里 町	同 5月24日から 8月6日まで
小 清 水 町	同 4月12日から 8月6日まで
訓 子 府 町	同
湧 別 町	同
興 部 町	同 8月16日から11月5日まで
雄 武 町	同 4月12日から 8月6日まで
北 見 市	同

根 室 市 同 6月1日から 9月30日まで
 別 海 町 同
 中 標 津 町 同
 標 津 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実 施 の 方 法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第202号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成22年 3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 実 施 の 目 的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
七 飯 町	平成22年 4月1日から 6月18日まで
森 町	同 5月6日から 7月2日まで
三 笠 市	同 5月6日から 8月13日まで
美 唄 市	同
赤 平 市	同
妹 背 牛 町	同
沼 田 町	同
鷹 栖 町	同 6月7日から 8月27日まで
東 神 楽 町	同
比 布 町	同
音 威 子 府 村	同
占 冠 村	同

豊 富 町	平成22年 4 月 1 日から 6 月25日まで
美 幌 町	同 5 月31日から 8 月20日まで
清 里 町	同 5 月10日から 7 月30日まで
佐 呂 間 町	同 8 月30日から11月26日まで
遠 軽 町	同 4 月 5 日から 7 月16日まで
大 空 町	同 4 月 2 日から 6 月11日まで
豊 浦 町	同 4 月 1 日から 8 月31日まで
厚 真 町	同
苫 小 牧 市	同
鹿 追 町	同 4 月 1 日から 5 月28日まで
広 尾 町	同 4 月26日から 7 月 9 日まで
浦 幌 町	同 8 月 9 日から10月 8 日まで
白 糠 町	同 5 月10日から 7 月 9 日まで
中 標 津 町	同 4 月 1 日から10月29日まで
標 津 町	同
羅 白 町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

(4) 実 施 の 方 法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

2(1) 実 施 の 目 的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
七 飯 町	平成22年 4 月 1 日から 6 月18日まで
森 町	同 5 月 6 日から 7 月 2 日まで
津 別 町	同 4 月12日から 8 月 6 日まで
斜 里 町	同 5 月24日から 8 月 6 日まで
小 清 水 町	同 4 月12日から 8 月 6 日まで
訓 子 府 町	同
湧 別 町	同
興 部 町	同 8 月16日から11月 5 日まで

雄 武 町 同	4 月12日から 8 月 6 日まで
北 見 市 同	

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実 施 の 方 法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第203号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成22年 3 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
岩 内 町	平成22年 4 月 5 日から 5 月21日まで
愛 別 町	同 4 月 5 日から 6 月11日まで
上 川 町	同
名 寄 市	同
斜 里 町	同 5 月24日から 8 月 6 日まで
興 部 町	同 8 月16日から11月 5 日まで
北 見 市	同 4 月 1 日から 6 月 4 日まで
網 走 市	同 4 月26日から 7 月30日まで
洞 爺 湖 町	同 4 月 1 日から平成23年 2 月25日まで
新 ひ だ か 町	同 6 月28日から10月15日まで
豊 頃 町	同 5 月24日から 7 月23日まで
陸 別 町	同 5 月31日から 7 月30日まで
新 得 町	同 8 月12日から10月 8 日まで
弟 子 屈 町	同 4 月 1 日から 7 月30日まで
釧 路 市	同 4 月19日から 8 月20日まで

別 海 町 平成22年 4 月 1 日から11月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第204号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成22年 3 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
-------------	------------------------------------

札幌市	平成22年 4 月12日から 5 月 7 日まで
-----	--------------------------

森町	同 5 月24日から 7 月23日まで
----	---------------------

鹿部町	同 5 月17日から 7 月16日まで
-----	---------------------

旭川市	同 5 月24日から 7 月 9 日まで
-----	----------------------

小清水町	同 5 月31日から 8 月27日まで
------	---------------------

置戸町	同
-----	---

湧別町	同
-----	---

北見市	同
-----	---

豊浦町	同 4 月 1 日から 9 月30日まで
-----	----------------------

白老町	同
-----	---

伊達市	同
-----	---

音更町	同
-----	---

士幌町	同
-----	---

上士幌町	同
------	---

鹿追町	同
-----	---

新得町	同
-----	---

清水町	同
-----	---

中札内村	同
------	---

芽室町	同
-----	---

更別村	同
-----	---

大樹町	同
-----	---

広尾町	同
-----	---

幕別町	同
-----	---

池田町	同
-----	---

豊頃町	同
-----	---

本別町	同
-----	---

足寄町	同
-----	---

陸別町	同
-----	---

浦幌町	同
-----	---

帯広市	同
-----	---

根室市	同 6 月 1 日から 9 月30日まで
-----	----------------------

別海町	同 4 月 1 日から 9 月30日まで
-----	----------------------

中標津町	同 6 月 1 日から 9 月30日まで
------	----------------------

標津町	同
-----	---

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
-------------	------------------------------------

札幌市	平成22年 4 月12日から 5 月 7 日まで
-----	--------------------------

森町	同 5 月24日から 7 月23日まで
----	---------------------

鹿部町	同 5 月17日から 7 月16日まで
-----	---------------------

共 和 町 平成22年 4 月12日から 5 月28日まで 岩 内 町 同 俱 知 安 町 同 5 月17日から 6 月25日まで 蘭 越 町 同 岩 見 沢 市 同 4 月 5 日から 7 月30日まで 新 十 津 川 町 同 雨 竜 町 同 旭 川 市 同 5 月24日から 7 月 9 日まで 小 清 水 町 同 5 月31日から 8 月27日まで 置 戸 町 同 湧 別 町 同 北 見 市 同 豊 浦 町 同 4 月 1 日から 9 月30日まで 白 老 町 同 伊 達 市 同 苫 小 牧 市 同 日 高 町 同 4 月 1 日から 7 月16日まで 浦 河 町 同 様 似 町 同 釧 路 町 同 5 月10日から 8 月16日まで 標 茶 町 同 5 月17日から 8 月23日まで 別 海 町 同 4 月 1 日から 9 月30日まで (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第 1 項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。 (4) 実 施 の 方 法 ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。
--

北海道告示第205号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年 3 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町丸山散布 1 丁目83（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年 3 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第210号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年 3 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を弟子屈町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年北海道告示第149号のとおりである。

平成22年 3 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

川上郡弟子屈町字奥オソツベツ原野19所在の森林について所有権を有する

船 木 貞 男

北海道告示第212号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新ひだか町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年北海道告示第139号のとおりである。

平成22年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

日高郡新ひだか町字三石川上419の89所在の森林について所有権を有する

市 岡 栄 吉

北海道告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 北 檜 山 大 成 線 北海道函館土木現業所	久遠郡せたな町北檜山区共和130番4地先から同郡せたな町北檜山区太櫓1番2地先まで	平成22. 3.24
道道 大 野 上 磯 線 北海道函館土木現業所	北斗市南大野199番1地先から同市南大野178番1地先まで	平成22. 3.19
道道 帯 広 浦 幌 線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町木野大通東12丁目3番8地先から同郡音更町字宝来北2条4丁目1番16地先まで	平成22. 3.20 正午
道道 居 辺 本 別 線 北海道帯広土木現業所	中川郡本別町押帯486番2地先から同郡本別町押帯477番6地先まで	平成22. 3.19
道道 別 海 厚 岸 線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡浜中町琵琶瀬719番地先から同郡浜中町琵琶瀬719番地先まで	同
道道 上 風 蓮 大 別 線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡浜中町西円朱別西17線33番2地先から同郡浜中町西円朱別西17線33番1地先まで	同
	厚岸郡浜中町西円朱別西17線21番地先から同郡浜中町西円朱別西17線11番地先まで	同
	厚岸郡浜中町西円朱別西17線7番地先から同郡浜中町西円朱別西17線3番地先まで	同
道道 中 標 津 標 茶 線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町泉川5番3地先から同郡別海町泉川5番3地先まで	同

道道 釧路鶴居弟子屈線 北海道釧路土木現業所	川上郡標茶町字ヌマオロ原野東一線93番6地先から同郡標茶町字ヌマオロ原野46番10地先まで	同
道道 屈斜路摩周湖畔線 北海道釧路土木現業所	川上郡弟子屈町字美留和1番293地先から同郡弟子屈町字美留和1番1地先まで	同
道道 厚 岸 標 茶 線 北海道釧路土木現業所	川上郡標茶町字中チャンベツ原野基線31番2地先から同郡標茶町字中チャンベツ原野基線35番11地先まで	同

北海道告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	路 線 名	忠別清水線			
3	道路の区域				
	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
	上川郡新得町字トムラウシ国有林（東大雪）1179林班り1小班地先から	前	9.00mから 17.70mまで	2,574.82m	—
	同郡新得町字トムラウシ国有林（東大雪）1177林班い3小班まで	後	9.00mから 42.50mまで	2,612.47m	—

道 企 業 管 理 規 程

北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成22年3月19日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道企業管理規程第1号

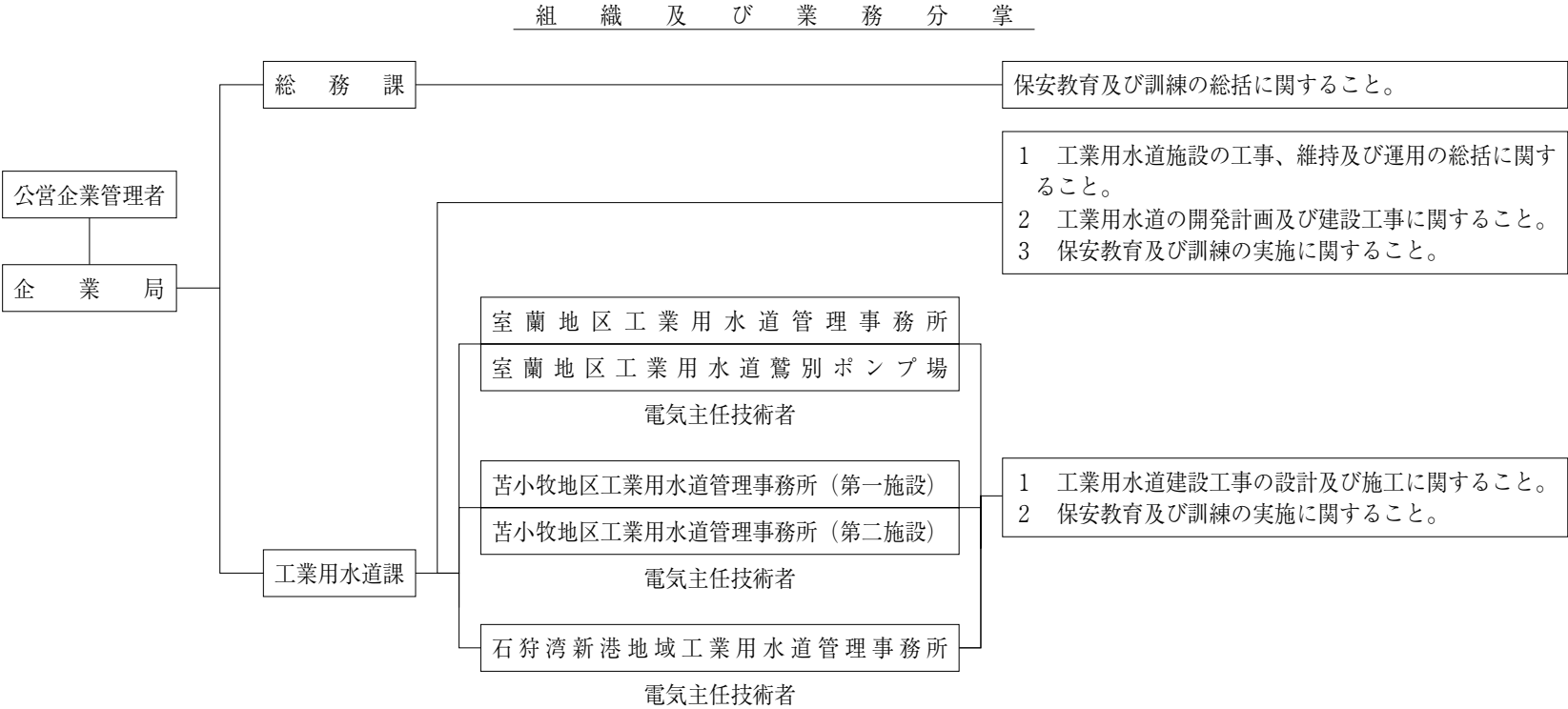
北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程

北海道工業用水道事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表石狩湾新港地域工業用水道管理事務所の項中「所長」の次に「、次長」を加え、同表建設事務所の項を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 4 条関係）



- (1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成21年12月13日執行の恵庭市北海道議会議員補欠選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び石狩支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成22年3月19日

北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸

